

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月27日

香川海区漁業調整委員会会長 濱 本 俊 策

香川海区漁業調整委員会規程第1号

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程（昭和47年香川海区漁業調整委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規程は、漁業法（昭和24年法律第267号） <u>第136条</u> の規定により設置された香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するための事務局の設置及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、漁業法（昭和24年法律第267号） <u>第84条</u> の規定により設置された香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するための事務局の設置及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。